

# 第 3 章

## 「競争志向」と新自由主義的な制度変更への賛否意識

競争原理導入をめぐる保護者の認識を手がかりに

諸田 裕子

競争原理の導入、市場原理の導入、地方分権化は、「競争」と「選択の自由」を特徴とする今日の教育改革や制度変更の設計において、基本的な枠組みを条件付ける重要な要素である。本章では、そうした基本的かつ重要な要素の1つである競争原理導入に対する保護者の認識と制度変更への賛否意識の関連について検討を行った。①制度変更への賛否意識は個人的な属性要因と部分的に関連を持ち、②新自由主義的な制度変更に賛成する人々ほど競争原理導入への志向を持つ、③しかし同時に、制度変更への賛否意識の分岐に対して、競争原理導入への志向は、個人的属性要因とは独自の影響力を持っている可能性が示唆された。改革・制度設計の基本にかかわるからこそ、特定の人々だけの意見を反映させるのではなく、社会的な議論を十分に経ることが肝要であり、そのためにも、政策選好をめぐる実証的かつ理論的な研究の展開と蓄積が今後の課題である。

### 1 はじめに

本章の目的は、新自由主義的な教育改革や制度変更への賛否意識と「競争志向」の関係について、クロス表を用いて検討することにある。ここでいう「競争志向」とは、次の質問項目への回答状況（A、Bいずれかの意見について、どちらの意見に近いかをあえて選択してもらう）をもとに定義している。それは、「A：学校が競争すれば、学校の中に活気が生まれて教育は良くなる」と「B：学校が競争すると、成果を上げるために無理をして教育は悪くなる」という教育をめぐる意見に対する支持・不支持をたずねた質問である。素朴に考えれば、「競争」をキーワードとする新自由主義の特徴をまとめている教育改革や制度変更に賛成する人々は、競争志向が強い——本章で取り上げる質問項目をふまえば、競争に一定の効用（競争が学校をよく

するかどうか）を認めているはずである。もちろんこの素朴な問いには、全ての人々は、それが新自由主義的改革だと理解しており、それらの改革によって市場原理および競争原理が導入されるのだと知っており、かつ、その原理導入への支持・不支持をもとに改革への賛否意識を決めている可能性が高いという前提をおいている。と同時に、改革の内容や特徴について知らなくても、なんとなくよさそうだ（よくなさそうだ）と思えば賛否意識を持ち、質問紙に回答することは可能であることも事実である。仮に、マス・メディア等で競争原理の導入は組織にとってよいものではない（「成果主義の失敗」など）、新自由主義的改革はよくない（「格差が拡大する」など）といったことが情報として提供され、そうした情報に接する機会が多ければ、その内容を十分に知らなくても、「反対」と回答することができる。人々が社会的に議論されて

いることについてどのような意識を持つのか、そして、その意識を持つことになる根拠（別の、もっと根源的な意識や個々人のそれまでの経験）や仕組み（別の意識との関係やそれまでの個々人が積み重ねた数々の経験同士、経験とそれを解釈した認識の関係）は複雑かつ多様である。そうした複雑かつ多様なメカニズムを読み解くことは容易ではないし、また、いくつもの調査・分析を積み重ねる過程で解明されていく問題であろう。そうした困難な問題ではあるが、これからの教育改革や制度変更のあり方について考えていくための基本的かつ重要な問いとして本章ではとらえている。

さて、学校教育と競争といえば、子ども同士の（‘学力’や‘体力’の）競い合いを真っ先に思いがちであるが、ここでは、学校教育という社会制度における「競い合い」に目を向けている。1990年代以降、「特色ある」という形容を用いて、地方自治体、学校現場の自律性や裁量について答申が出され、議論されるようになった。実際、地方自治体も学校も「特色づくり」に力を注ぐようになり、基礎学力重視路線が打ち出されて以降もその流れは続いている。学校評価や教員評価が試行レベルであっても実施されるようになり、文部科学省による学習状況に関する学力調査も、多くの批判を浴びつつも何らかの形で継続実施となっている。全国的な展開にはいまだ至ってはいないものの、「学校選択制（通学区の弾力化）」は一部自治体では実施されているし、人々にとっても実現可能な当然の選択肢の1つとして示されている。「習熟度別の指導」についても、その実施率は6割を超えている。まさに、「競争」と「評価」と「選択の自由」を編成原理とした新自由主義的改革や制度変更が加速度的に進行しているのであり、学校教育はまさに、その渦中に“放り込まれている”と言っても言い過ぎではないだろう。

では、子どもを通わせている保護者たちは、学校教育に競争原理を導入することそのものを

支持しているのだろうか<sup>(1)</sup>。競争原理の導入、市場原理の導入、地方分権化、といった今日の改革の特徴でもあり、論争点ともなっている——あるいはもっと議論せねばならないこと——これらのことがらは、教育改革や制度変更を設計していくときの基本的な枠組みを条件付ける重要な要素でもある。本章で用いる調査でも、「教育をめぐる意見」として複数項目への賛否をたずねている。個別の、例えば、学校選択制や小学校での英語教育の実施などの改革や制度変更のメニューへの賛否意識とは別に、学校教育の社会的編成にとって基本的かつ重要な要素となる原理への賛否意識である。競争原理の導入には賛成でも、個別の、競争的と認識できる改革メニューには反対の場合もあるかもしれない。あるいは、競争原理の導入そのものには反対であっても、自分の子どもの成績向上につながるならば、提示された個別の改革メニューには賛成しているかもしれない。制度設計の編成原理へ向ける認識と個別の制度の内容そのものについていざいざ認識とはどのような関係にあるのか。

以上の問題関心をふまえて、以下では、「教育をめぐる意見」としてたずねた項目の中で、「A：学校が競争すれば、学校の中に活気が生まれて教育は良くなる」と「B：学校が競争すると、成果を上げるために無理をして教育は悪くなる」に対する支持・不支持の回答状況、教育改革や制度変更への賛否意識、そして、回答者の個人属性（学歴、経済的なゆとり、子どもへの進学期待など）との関係を検討していく。

## 2 問いの設定および分析に用いるデータと変数

### 2.1 3つの問い～個人属性・競争原理導入の是非・改革への賛否

「競争志向」と教育改革や制度変更への賛否意識との関係を検討するために、次の3つの問いを設定する。

問い①：どのような人々が「競争志向」を

持っているのか。

問い②：新自由主義的な改革や制度変更に賛成する人ほど「競争志向」は強いのか。

問い③：どのような人々が新自由主義的な改革や制度変更に賛成しているのか。

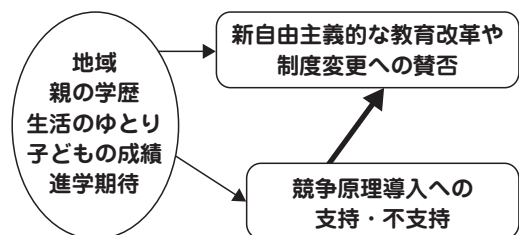
冒頭で述べたように、「競争」をキーワードとする新自由主義の特徴を持つ教育改革や制度変更

に賛成する人々は、「競争志向」の強い人々、少なくとも、競争の効用を一定程度は認めている人々であると仮定できる。「競争」によって現時点の問題を解決できるという発想が、新自由主義的と形容されている諸改革や制度変更の特徴と言えるからである。そうした前提となる発想をあらかじめ理解した上で改革や制度変更への賛否意識を表明するのだからここでは仮定すると、改革や制度変更に賛成する人ほど「競争志向」が強いと考えられる(問い②)。ではその場合にそもそも、競争の効用を一定程度認めているのはどのような人々なのだろうか(問い①)。「競争」に勝ってきたそれまでの体験や経験を持ち、勝ったことによってその後の人生における何らかのメリットを手にてできていると認識している人々かもしれない。逆に、「競争」に結果的には負けただけで、「競争」の良さを認めている場合もあるだろう。生きていく上で「競争」は必然で仕方ないことなのだと、それまでの体験や経験にかかわらず考えている人々かもしれない。過去の経験からではなく、今後の社会のあり方を予測して、「競争」が必要・仕方ないと考える人々かもしれない<sup>(2)</sup>。分析に用いる調査票には、「競争志向」と個人属性の関係に関する、ここにあげた全ての予想について直接に確かめることが可能な質問は設定されていない。しかし、回答者の学歴、居住地域、経済的なゆとり、子どもへの進学期待といった指標によってある程度まで代替的に確認できる。大都市圏に暮らすことによって他者との関係が競争的な環境で営まれる可能性は地方に比べれば高いだろう。高学歴の場合、個人差はあるにしても、高

学歴でない場合と比べれば、「競争」に対して一定程度の価値を認めているのではないだろうか。価値を認めないまでも、「競争」というものについての何らかの認識を持っていると考えられる。経済的なゆとりのある程度までは、仕事の成果に応じており、それはまさしく「競争」の結果である。子どもへの進学期待は、子どもの成績に依存する側面もあるが、学力「競争」に勝つことによって将来的に手にできるさまざまなメリットへの期待の表れとも考えられる。他方で、教育改革や制度変更への賛否意識は、回答者の学歴や職業、経済的なゆとり、子どもの成績や子どもへの進学期待といった個人的な属性によって規定される側面を持つ(広田 2005; 轟 1995; 諸田 2008など)。ではその場合、個人的な属性—競争志向—改革や制度変更への賛否意識の3者はどのような関係にあるのだろうか(問い③)。改革や制度変更への賛否意識は個人属性によって影響を受けつつも、同時に、「競争志向」そのものとも密接に関連しているかもしれない。「競争」がよいとは思わないが、その効用を認めざるを得ないような雰囲気社会全体に広がっており、個人属性による影響とは別に、したがって、個人属性がどうであろうとも、「競争志向」が独自に規定する側面も見い出せるかもしれない(図3-1)。

なお、調査票では新自由主義的な教育改革や制度変更について21項目にわたってたずねている。本章の分析では、その中の「子ども・保護者が学校や先生を評価する」および「学校ごと

図3-1 個人属性・競争志向・改革や制度変更への賛否意識の関係



に標準学力テストの結果を公開する」の2項目への回答状況を用いて検討する。「市場への自由化と評価による統治がワンセット」になっているのが今日の改革の特徴だとすれば（大内ほか2006）、この「学校や先生を評価する」と「標準学力テスト結果の公開」は、「評価」を通じて学校が「選択」されていく仕組みを構成する重要な要素である（諸田2008）。

## 2.2 データ

本章で用いるのは、Benesse教育研究開発センターと朝日新聞社が共同で2008年に実施した「学校教育に対する保護者の意識調査2008」データである（調査概要についてはp.7を参照）。

分析で取り上げるのは次の3つの質問項目である。「Q12. 次のような取り組みが実施されることや、制度の変更が行われることについて、あなたは賛成ですか、反対ですか」という設問の中の「子ども・保護者が学校や先生を評価する」および「学校ごとに標準学力テストの結果を公開する」、そして、「Q13. 教育をめぐる意見についてお聞きます。次のようなAとBの2つの意見について、あなたの考えに近いのはどちらですか」という設問の中の「A：学校が競争すれば、学校の中に活気が生まれて教育は良くなる—B：学校が競争すると、成果を上げるために無理をして教育は悪くなる」である。

分析対象は、先の2つの項目両方に回答している小学5年生の母親（1,260名）に限定している。小学5年生の子どもを持つ母親を扱う理由は、①中学校の場合、中学校入学時点で私立へ

脱けた後の公立中学校のみのサンプルとなり、その構成に偏りが生じる危険性である。②小学校2年生の場合よりは、小学校5年生の保護者が学校教育をめぐる意識が明瞭だという点にある。学力の向上と同時に社会性の育成についても意識しつつ学校教育を評価している。③回答者のほとんどは母親であることと、しばしば指摘されていることだが、子どもの教育については日常的に接触頻度の高い（子育てを中心的に担っている）母親の意識が重要な影響を与えていると考えられるからである（諸田2008）。

## 2.3 分析に使用する変数について

### (1) 制度変更への賛否意識の回答状況

「制度変更の賛否」をたずねた11項目のうち下記の2つをとりあげる（図3-2）。なお、分析の過程では分布について理解しやすくするために、「賛成」+「どちらかといえば賛成」を「賛成」としてまとめ、「どちらかといえば反対」+「反対」+「わからない」を「それ以外」としてまとめている。その場合、「無回答・不明」は分析から除外している。図3-2によれば、「子ども・保護者が学校や先生を評価する」については、「どちらかといえば反対」および「反対」に偏って分布しているのに対して、「学校ごとに標準学力テスト結果を公開する」については、「賛成」および「どちらかといえば賛成」に偏った分布となっている。また、「わからない」という回答がいずれも15%前後を示している点が特徴的である<sup>(3)</sup>。

図3-2 制度変更に対する賛否意識

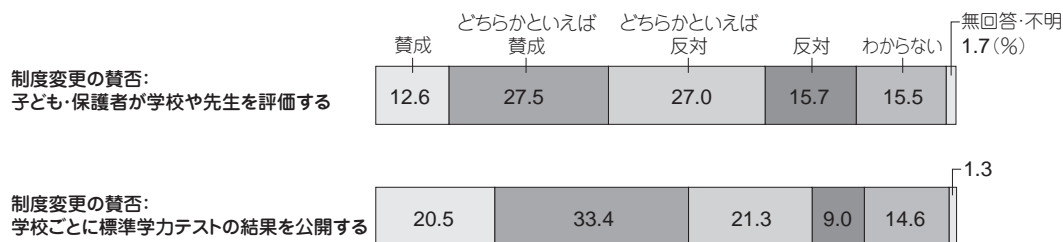
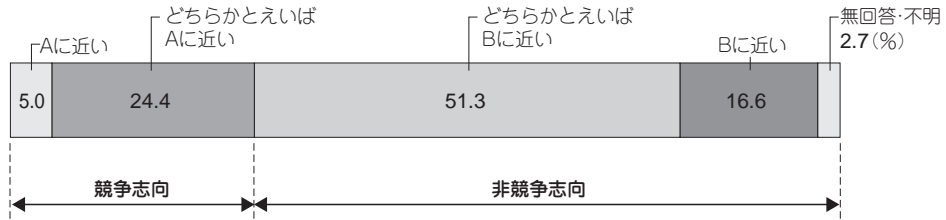


図3-3 「競争志向」への支持・不支持



## (2) 「競争志向」の回答状況

「A：学校が競争すれば、学校の中に活気生まれて教育は良くなる—B：学校が競争すると、成果を上げるために無理をして教育は悪くなる」という項目への回答状況をふまえ、「Aに近い」および「どちらかといえばAに近い」という回答を競争原理導入に一定の価値を認めているととらえ、「競争志向」とする。他方、「Bに近い」および「どちらかといえばBに近い」という回答を競争原理導入に価値を認めない不支持者としてとらえ、「非競争志向」とする。人々は、競争原理の導入に一定の価値を認めているのだろうか。図3-3に「競争志向」の回答状況を示した(N=1,260)。「競争志向」29.4%に対して「非競争志向」は67.9%となっている。同じ「教育をめぐる意見」をたずねた設問の中で、「所得差による教育の格差」については、「当然だ」が3.8%、「やむをえない」が42.9%に対して、「問題だ」が53.3%となっており(図表省略)、格差を容認するのか問題とみなすのかという認識は拮抗していることをふまえると、結果としての格差を容認しているでも、その格差を生じさせる1つの要因となる競争原理導入に対しては拮抗していないこと、つまり、同程度には支持していないことがわかる。「競争」もしくはその結果としての「格差」を当然ではないにしてもその必要性を認めざるをえない社会的な雰囲気がある一方で(自身の過去における「競争」経験や体験とは切り離して)、「競争」というものへの何かしらの個人的な経験や体験に根ざす忌避感のようなものがあるのかもしれない。ただし、「所得による格

差」についてたずねているので、「所得による」格差を容認する／しないのか、どんなことであっても「格差」を容認する／しないのかまでは区別できない。人々が「正当だ」と認める競争の結果であれば、その場合の競争原理導入支持と格差容認の割合は同程度になる可能性も十分にあるだろう。

## (3) 個人的な属性に関する変数

個人的な属性を示す指標については、次の①～⑤の5つを用いる。表3-1にこれらの変数の分布を示しておく(ただし、「無回答・不明」は除外)。

### 1) 回答者の属性

- ①地域(都道府県庁所在地／その他の市部／郡部)
- ②母学歴(大卒及び短大卒／非大卒)
- ③経済的なゆとり(4件法→逆転。「ゆとりがある」と感じているほど数値が高い)

### 2) 子どもについての意識

- ④学校での成績(5段階→上のほう／真ん中くらい／下のほうの3段階ヘリコード。ただし、保護者の認識によるものであり学力調査の結果ではない)
- ⑤子どもへの進学期待(7段階→大学・短大以上／それ以外の2段階ヘリコード。「その他」は除外)

表3-1 回答者の属性について

①地域 (N=1,260)	(%)	④学校での成績 (3段階) (N=1,235)	(%)
都道府県庁所在地	37.1	上のほう	39.0
その他の市部	45.5	真ん中くらい	37.5
郡部	17.4	下のほう	14.9
		わからない	8.6
②母学歴 (N=1,260)	(%)	⑤子どもへの進学期待 (学校段階) (N=1,210)	(%)
大卒	31.0	中学校まで	0.2
非大卒	69.0	高校まで	18.3
		専門学校・各種学校まで	17.6
③経済的なゆとり (N=1,212)	(%)	短期大学まで	6.5
ゆとりがある	3.1	四年制大学まで	51.4
多少はゆとりがある	34.2	大学院まで	2.6
あまりゆとりがない	42.7	その他	3.3
ゆとりがない	20.0		

表3-2 「競争志向」と個人属性

		競争によって教育は良くなる (競争志向) (%)	競争によって教育は悪くなる (非競争志向) (%)	(N)
地域	都道府県庁所在地	32.4	67.6	(454)
	その他の市部	28.9	71.1	(561)
	郡部	29.4	70.6	(211)
母学歴	大卒	39.7	60.3	(383) ***
	非大卒	26.0	74.0	(843)
経済的なゆとり	ゆとりがある	62.2	37.8	(37) ***
	多少はゆとりがある	35.6	64.4	(405)
	あまりゆとりがない	28.5	71.5	(508)
	ゆとりがない	18.8	81.2	(234)
学校での成績 (3段階)	上のほう	38.0	62.0	(474) ***
	真ん中くらい	30.3	69.7	(449)
	下のほう	18.8	81.2	(181)
	わからない	17.5	82.5	(103)
子どもへの進学期待 (2段階)	大学・短大以上	35.4	64.6	(720) ***
	その他	21.4	78.6	(426)

注) † p<.10 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

### 3 分析

#### 3.1 問い①：どのような人々が「競争志向」を持っているのか

表3-2は、問い①について検討するために、個人的な属性による「競争志向」「非競争志向」の分布の違いをまとめたものである。「経済的なゆとりがある」場合を除くすべての項目において「競争志向」<「非競争志向」という傾向を確認できる。そして、「地域」以外の個人的な属性が、競争原理導入に一定の価値を認めるかどうかという認識と有意な関連を示している。回

答者の学歴が高いほど、経済的なゆとりがあるほど、子どもの学校での成績が高いと認識しているほど、そして、子どもへの進学期待が大卒・短大卒以上であるほど、そうではない人々に比べて、「競争志向」を持つ割合が高くなっている。この結果は、経験的にはある程度まで納得のいく結果ではないだろうか。学歴が高いこと、経済的なゆとりがあること、子どもの成績が高いこと、進学期待も高いという特徴は、それがどのような内容であれ、何らかの「競争」の結果手に入れることのできる要素である。したがって、肯定的な態度と結びつきやすいと考えられ

る。ただし同時に目を向けなければならないのは、「競争志向」と結びつきやすいと想定できる個人的な属性要因を持ちながらも「非競争志向」となっている人々、そして、一見、「競争志向」とは結びつかない想定できる個人的な属性要因を持ちながら「競争志向」を持っている人々の存在である。例えば、表3-2の「母学歴」をみると、「大卒」であっても6割の人々は学校教育への競争原理導入に価値を認めておらず、「非大卒」でも26.0%の人々は競争原理導入に一定の価値を認める認識を表明している。

### 3.2 問い②：新自由主義的な改革や制度変更に賛成する人ほど「競争志向」は強いのか

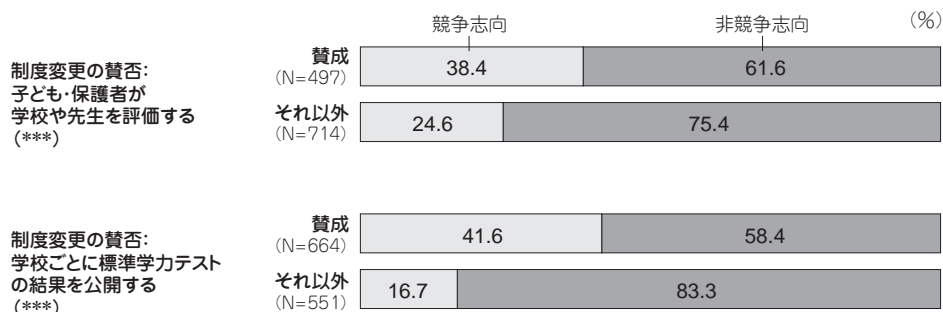
では、制度変更への賛否意識と「競争志向」はどのような関係にあるのだろうか。図3-4によれば、いずれの制度変更への賛否意識をたずねた項目についても、「賛成」の場合、「競争志向」を持つ割合が「それ以外」の場合よりも高くなっていることがわかる（いずれの制度変更についても、 $p=.000$ ）。「子ども・保護者が学校や先生を評価する」に「賛成」の場合の「競争志向」38.4%に対し「それ以外」の場合の「競争志向」は24.6%であり、「学校ごとに標準学力テストの結果を公開する」に「賛成」の場合の「競争志向」は41.6%に対し「それ以外」の場合の「競争志向」は16.7%となっている。この結果からは、新自由主義的な制度変更に賛成を表明す

る人ほど競争原理導入に一定の価値を認めていることが確認できる。また、「学校や先生を評価する」については、「賛成」の場合の「競争志向」と「それ以外」の場合の「競争志向」の差は13.8%（38.4-24.6）であるのに対し、「標準学力テスト結果の公開」については、「賛成」の場合の「競争志向」と「それ以外」の場合の「競争志向」の差は24.9%（41.6-16.7）となっており、「標準学力テスト結果の公開」の方が、制度変更への賛否意識と競争原理導入に一定の価値を認める認識がより密接に関係していることがわかる。推測の域を出ないが、「学校や先生を評価する」こと以上に「標準学力テスト結果の公開」の方が保護者にとっては身近で切実なことからあり、自身の子どものために重要なことだととらえていることによるのではないだろうか（4）。

### 3.3 問い③：どのような人々が新自由主義的な改革や制度変更賛成しているのか

ここまでの分析で、個人属性と「競争志向」、制度変更への賛否意識と「競争志向」の関係を検討してきた。制度変更に賛成する人ほど「競争志向」を持っており、その「競争志向」の有無は、「回答者（ここでは母親）の学歴」「経済的なゆとり」「子どもの学校での成績」「子どもへの進学期待」という個人的な属性と密接な関連があることが確認できている。とするならば、個人的な属性、「競争志向」、制度変更への賛否意

図3-4 制度変更への賛否意識と「競争志向」



注) \*\*\* $p<.001$

表3-3 個人属性と制度変更への賛否意識

		制度変更の賛否：子ども・保護者が学校や先生を評価する (%)		制度変更の賛否：学校ごとに標準学力テストの結果を公開する (%)	
		賛成	(N)	賛成	(N)
地域	都道府県庁所在地	42.6	(462)	53.3	(467)
	その他の市部	42.2	(562)	56.1	(561)
	郡部	33.5	(215)	53.2	(216)
†					
母学歴	大卒	43.4	(387)	58.5	(386)
	非大卒	39.7	(852)	52.8	(858)
†					
経済的なゆとり	ゆとりがある	47.2	(36)	63.9	(36)
	多少はゆとりがある	41.2	(408)	58.5	(412)
	あまりゆとりがない	40.5	(513)	53.2	(511)
	ゆとりがない	37.4	(238)	49.4	(241)
†					
学校での成績 (3段階)	上のほう	40.0	(480)	61.5	(480)
	真ん中くらい	44.6	(455)	55.7	(458)
	下のほう	39.4	(180)	42.8	(180)
	わからない	36.3	(102)	42.9	(105)
***					
子どもへの進学期待 (2段階)	大学・短大以上	43.5	(724)	58.5	(727)
	その他	36.8	(429)	48.7	(431)

注) † p<.10 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

識の3項目はどのような関係にあるのだろうか。

3項目間の関連について検討する前に、まず、個人的な属性と制度変更への賛否意識の関係について、表3-3によって確認しておこう。「子ども・保護者が学校や先生を評価する」については、「地域」および「子どもへの進学期待」が関連を示している。現在、ほとんどの都道府県において何らかの形で「教員評価」や「学校評価」が実施されているが（試行段階の場合もある）、保護者が具体的に「参加」したり、保護者に対して当該制度の実施を十分に知らせているかどうかは地域により温度差がある。この点が「地域」要因との関連の背景の1つにあると考えられるだろう。「学校ごとに標準学力テストの結果を公開する」については、要因により有意水準は異なるものの、「地域」以外の項目全てで関連がある。傾向としては、回答者の学歴が高いほど、経済的なゆとりがあるほど、子どもの成績が高いと認識しているほど、そして、子どもへの進学期待がより上位の学校段階であるほど、

制度変更へ「賛成」の認識を表明する割合が高くなっている。また、「学校や先生を評価する」制度変更への賛否意識と個人的な属性要因間の関係と比較した場合、「標準学力テストの結果公開」という制度変更への賛否意識と個人的な属性要因との関連はより密接であることがわかる。近年、公立学校への「信頼」がゆらぎ、学力保障よりは子どもの社会性育成の方を期待する傾向があるといわれている（地域差はあるが）。しかしながら、保護者にとっては、子どもが通う学校の学習指導状況とその成果を知る手がかりの1つである「標準学力テストの結果公開」はそれなりに関心の対象であるといえるのではないだろうか<sup>⑤</sup>。

では最後に、個人的な属性要因・「競争志向」・制度変更への賛否意識の3項目の関係を3次元のクロス表によって検討しよう。「子ども・保護者が学校や先生を評価する」についてみると（表3-4）、次の3点について確認できる。①いずれの個人的な属性要因においても、個人的な属性要因と制度変更へ賛成する意



識との関連の方向性は、それら2項目間の関係についてのみ検討した場合(表3-3)とほぼ同様の傾向を示している(6)。「地域」では、都道府県所在地>その他の市部>郡部、「母学歴」では、大卒>非大卒、「経済的なゆとり」では、ゆとりがある>多少はゆとりがある>あまりゆとりがない<ゆとりがない、「学校での成績」では、上の方>真ん中くらい>下の方<わからない、「子どもへの進学期待」では大学・短大以上>その他、となっている。②3項目間の関係に目を向けると、個人的な属性要因にかかわらず、「競争志向」があって制度変更へ「賛成」する割合が「非競争志向」の場合に「賛成」する割合よりも高くなっていることがわかる。例えば、

「地域」では、都道府県所在地、その他の都市部、郡部にかかわらず、「競争志向」で「賛成」の数値>「非競争志向」で「賛成」の数値となっている(順に、58.9%>35.5%、48.1%>39.8%、45.9%>28.4%)。③表3-4の「競争志向」があって制度変更へ「賛成」する割合と表3-3に示した「賛成」の割合を比較してみると、いずれの個人的な属性要因においても、「競争志向」の有無を加味した場合の数値が大きくなっている。例えば、「母学歴」の「大卒」について比較してみると、43.4%(表3-3)に対して59.9%(表3-4)、「学校での成績」でも同様に例えば「上のほう」を比較してみると、40.0%(表3-3)に対して56.1%(表3-4)となっている。これら

表3-4 個人属性・「競争志向」・制度変更への賛否(子ども・保護者が学校や先生を評価)

		制度変更の賛否: 子ども・保護者が学校や先生を評価する (%)	
		賛成	(N)
地域	都道府県所在地	競争志向	58.9 (146) ***
		非競争志向	35.5 (304)
	その他の市部	競争志向	48.1 (160) *
		非競争志向	39.8 (392)
	郡部	競争志向	45.9 (61) *
		非競争志向	28.4 (148)
母学歴	大卒	競争志向	59.9 (152) ***
		非競争志向	31.7 (230)
	非大卒	競争志向	46.5 (215) *
		非競争志向	37.9 (614)
経済的なゆとり	ゆとりがある	競争志向	63.6 (22) *
		非競争志向	21.4 (14)
	多少はゆとりがある	競争志向	55.9 (143) ***
		非競争志向	33.1 (257)
	あまりゆとりがない	競争志向	47.6 (145) *
		非競争志向	38.1 (360)
	ゆとりがない	競争志向	50.0 (42) *
		非競争志向	34.2 (187)
学校での成績 (3段階)	上のほう	競争志向	56.1 (180) ***
		非競争志向	30.4 (293)
	真ん中くらい	競争志向	48.9 (133)
		非競争志向	43.0 (309)
	下のほう	競争志向	47.1 (34)
		非競争志向	37.5 (144)
	わからない	競争志向	52.9 (17) †
		非競争志向	32.5 (83)
子どもへの進学期待 (2段階)	大学・短大以上	競争志向	54.4 (252) ***
		非競争志向	38.0 (461)
	その他	競争志向	43.3 (90)
		非競争志向	35.5 (330)

注) † p<.10 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

3点の特徴は、表3-5にまとめた「学校ごとに標準学力テストの結果を公開する」に賛成する意識についても同様である。個人的な属性要因と制度変更に関する意識との関連の方向性は、表3-3とほぼ同様である。そして、「学校や先生を評価する」制度変更への賛否意識の場合と同様に、個人的な属性要因にかかわらず、「競争志向」で「賛成」の割合>「非競争志向」で「賛成」の割合となっている。さらに、「競争志向」を持っていて制度変更に関する割合の方が、「競争志向」の有無を加味せずに個人的な属性要因と制度変更に関する意識の関連をみた場合よりも高くなっている。例えば、「母学歴」では、「大卒」で制度変更に関する「賛成」58.5%に対し

て、「大卒」で「競争志向」を持っていて制度変更に関する「賛成」78.8%である。「学校での成績」では、「上のほう」で制度変更に関する「賛成」61.5%に対して、「上のほう」で「競争志向」を持っていて制度変更に関する「賛成」80.6%となっている。競争原理導入への認識を媒介することによって、制度変更に関する賛否意識はより明瞭に分岐している。

問い③の分析からは、したがって、1) 制度変更に関する賛否意識は個人的な属性要因によって規定される側面を持つ(特徴の①より)、2) しかし、「競争志向」要因が、個人的な属性要因の影響を受けつつも、それ独自に賛否意識へ影響を及ぼしている(特徴の②③より)、という2点が指摘できる。

表3-5 個人属性・「競争志向」・制度変更への賛否(学校ごとに標準学力テストの結果を公開)

		制度変更の賛否： 学校ごとに標準学力テストの結果を公開する (%)		
			賛成	(N)
地域	都道府県庁所在地	競争志向	75.5	(147) ***
		非競争志向	42.7	(307)
	その他の市部	競争志向	73.0	(159) ***
		非競争志向	49.5	(392)
	郡部	競争志向	79.0	(62) ***
		非競争志向	42.6	(148)
母学歴	大卒	競争志向	78.8	(151) ***
		非競争志向	44.5	(229)
	非大卒	競争志向	72.4	(217) ***
		非競争志向	46.3	(618)
経済的なゆとり	ゆとりがある	競争志向	82.6	(23) **
		非競争志向	30.8	(13)
	多少はゆとりがある	競争志向	81.3	(144) ***
		非競争志向	44.8	(259)
	あまりゆとりがない	競争志向	69.4	(144) ***
		非競争志向	46.8	(359)
	ゆとりがない	競争志向	73.8	(42) **
		非競争志向	45.3	(190)
学校での成績 (3段階)	上のほう	競争志向	80.6	(180) ***
		非競争志向	50.0	(292)
	真ん中くらい	競争志向	73.9	(134) ***
		非競争志向	47.6	(311)
	下のほう	競争志向	51.5	(33)
		非競争志向	40.7	(145)
	わからない	競争志向	77.8	(18) **
		非競争志向	35.3	(85)
子どもへの進学期待 (2段階)	大学・短大以上	競争志向	77.1	(253) ***
		非競争志向	48.3	(462)
	その他	競争志向	64.4	(90) **
		非競争志向	44.9	(332)

注) † p<.10 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

#### 4 まとめと今後の課題

本章では、問い①：どのような人々が「競争志向」を持っているのか、問い②：新自由主義的な改革や制度変更に賛成する人ほど「競争志向」は強いのか、問い③：どのような人々が新自由主義的な改革や制度変更に賛成しているのか、の3点についてクロス表を用いて検討を行った。明らかになったおもな知見は以下の4点である。

①学校教育への競争原理導入に一定の価値を認めるかどうかは、個人的な属性要因のうち、「母学歴」「経済的なゆとり」「学校での成績」「子どもへの進学期待」と有意な関連を示す。ただし、「経済的にゆとりがある」場合以外は、いずれの属性要因においても、競争原理導入に一定の価値を認める人々の割合はそうでない人々の割合よりも少ない。

②新自由主義的な制度変更に賛成を表明する人ほど競争原理導入に一定の価値を認めている。ただし、制度変更のメニューによって、その関連のあり方は異なっている。少なくとも、本章でとりあげた2つの制度変更メニューに関しては、この傾向を指摘することができる。

③個人的な属性要因と制度変更への賛否意識は、属性要因によって有意水準は異なるものの関連を持つ。「子ども・保護者が学校や先生を評価する」については、「地域」および「子どもへの進学期待」が関連を示す。「学校ごとに標準学力テストの結果を公開する」については、「地域」以外の項目全てで、すなわち、回答者の学歴が高いほど、経済的なゆとりがあるほど、子どもの成績が高いと認識しているほど、そして、子どもへの進学期待がより上位の学校段階であるほど、制度変更へ賛成の認識を表明する割合が高くなる。ただし、上記②と同様に、制度変更メ

ニューによって関連の仕方は異なっている。

④競争原理導入に一定の価値を認める志向は、個人的な属性要因とは独自に制度変更への賛否意識を規定する効果を持つ可能性が高い。

本章冒頭で述べたように、競争原理導入は、市場原理導入や地方分権化とならんで、今後の教育改革や制度変更を設計していく時の基本的かつ重要な条件の1つである。改革・制度設計の基本にかかわるからこそ、特定の人々だけの意見を反映させるのではなく、社会的な議論を十分に経ることが肝要である。個人的な属性要因と密接に関連を持ちつつも、改革や制度変更への賛否意識の分岐に競争原理導入への志向が独自の影響力を持つ可能性が示唆された本章の分析をふまえれば、社会の人々が望み、その協力・賛同を得て実行しやすい改革や制度変更とはどのような内容と方法によって編成されることが最適であるのかを考える場合、個人的な属性要因だけではなく、制度設計の基本的な原理—本章では競争原理をとりあげた—に一定の価値を認めているかどうかという認識についても注目する必要性を指摘しておきたい。社会の人々の政策選好をめぐる実証データの蓄積は、現実の政策設計および政策実行過程の効率性を検討する上でも重要な作業である（大竹 2005: 109）。医療制度や福祉制度と異なり、それらの制度設計や改革の対象となる人々が限定的であり、また、制度変更や改革の成果が見えにくいとされている学校教育をめぐる社会の人々の認識のありようを明らかにする調査・研究は十分に行われているとは言い難い現状がある。教育改革、政策をめぐる現実に即した理論の構築も十分には展開されていない。どのような指標を質問紙の中に用意するのかという点についての検討も含めて、調査・研究の継続的な実施と、それらの結果をふまえた上での、社会の現実に根ざした理論の構築を今後の課題としたい。

## &lt;注&gt;

- (1) 新自由主義と教育改革について理論的な分析を行った児美川（2000: 82）は、「多くの人々が抱くそうした新自由主義的な意識のありようは、当然そのまますっぽりと人々の子育てや教育に関する意識の持ち方にも『投影』されてくるということです。そして、そうした子育てや教育の意識は、先に見たような学校の現状に対する不満や不信とも重なることで、新自由主義的な教育改革の動向を許容し支持する社会的な「共鳴板」としても機能する可能性がある」と指摘している。この意味でも、保護者の学校教育に対する意識について実証的に明らかにしていくことは、社会的にも政策的にも重要な課題である。
- (2) 所得再分配政策への選好を分析した大竹（2005）は、「リスク回避度や失業の経験・不安」が政策選好に有意な影響を持つことを明らかにしている。過去の経験と同時に将来予測のあり方についても検討する必要がある。本章で分析に用いたデータには十分に代替できる指標がない。この点は今後の課題である。
- (3) 「わからない」ということは、賛否の意見を表明していないとも解釈できるが、「わからない」という態度を明示しているという解釈も十分成り立つ。また、現実的には、その改革や制度変更のことを「本当に知らない」から「わからない」と考えている場合や、知っているも関心がないから「わからない」と回答した場合も含まれる。「わからない」と回答する人々がどのような人々なのかという問題もまた、社会の人々の政策選好について考えていく場合に重要である。
- (4) 教育改革や制度変更のメニューによって「競争志向」との関連のあり方が異なっており、回答者がそれらの個別のメニューについて持つ情報量と情報の質、どのような回路を通じて情報を入手しているのかということ（という一種の社会的資源）は、別個に検討すべき課題である。社会の人々にとってその効果が見えやすいと思っていたり（本当に効果を全て見ているかどうかとは別）、内容が理解できていると思っている改革や制度変更へのみ支持が集まり、そうではない改革や制度変更については人々の認識の外部へと結果的に放置され、社会的に十分な議論を経ないまま各種の改革や制度変更が実行されていくことのリスクについても理論的かつ実証的な検討は必要ではないだろうか。
- (5) 文部科学省が実施している学力テストの結果公開をめぐることは、国と地方との見解のずれが中心的な議論となっている。しかし、テストの受検者である子どもやその保護者という「当事者」の選好と政策サイドの認識とのずれもまた注視すべきことではないだろうか。
- (6) 「ほぼ同様」というのは、「経済的なゆとり」での「ゆとりがない」場合、および、「学校での成績」での「わからない」場合について、数値の大小関係が逆方向になっていることを指す。「標準学力テストの結果公開」についても、「地域」での「郡部」の場合、「経済的なゆとり」での「ゆとりがない」場合、そして、「学校での成績」での「わからない」の場合で、数値の大小関係が逆方向になっている。

## &lt;引用・参考文献&gt;

- 藤田英典、1997、『教育改革——共生時代の学校づくり』岩波新書。  
『現代思想 2008年4月号（特集 学校改革）』青土社。  
児美川孝一郎、2000、『新自由主義と教育改革——日本の教育はどこに向かうのか』ふきのとう書房。  
広田照幸、2005、『教育不信と教育依存の時代』紀伊國屋書店。  
井深雄二、2000、『現代日本の教育改革——教育の私事化と公共性の再建』自治体研究社。  
諸田裕子、2008、「教育改革に対する母親の意識とその規定要因——新自由主義的な教育改革や制度変更賛成するのは誰なのか」（東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJデータアーカイブ・2007年度二次分析研究会リサーチペーパーシリーズ）  
大竹文雄、2005、『日本の不平等——格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。  
大内裕和・三宅晶子、2006、「対談 教育と新自由主義」『現代思想 特集 教育改革の現場』4月号、vol.34-5。  
武川正吾編、2006、『福祉社会の価値意識——社会政策と社会意識の計量分析』東京大学出版会。  
轟亮、1995、「学校週五日制に関する母親の意見の形成基盤 教育分業意識を中心として」『年報人間科学』16: 75-91。